

令和4年

総務委員会

5月13日

豊明市議会

# 総務委員会会議録

令和4年5月13日

午前10時30分 開会

午前10時56分 閉会

## 1. 出席委員

委員長	月岡修一	副委員長	林 ゆきひろ
委員	堀内ちほ	委員	宮本英彦
委員	鵜飼貞雄		
議長	一色美智子		

## 2. 欠席委員

なし

## 3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長	浅井俊一	議事課長	塚谷友昭
議事担当係長	寺島慎二	議事課主事	松林 淳

## 4. 説明のため出席した者の職、氏名

市長	小浮正典	副市長	土屋正典
行政経営部長	小串真美	秘書広報課長	馬場千春
公共施設管理課長	中田勝次	財政課長	萩野昭久

## 5. 傍聴議員

いとう ひろし	服部 龍一	中村 めぐみ	ごとう 学
三浦 桂司	近藤 ひろひで	青木 亮	郷右近 修
清水 義昭	近藤 郁子	毛 受明宏	近藤 千鶴
ふじえ 真理子	近藤 善人		

## 6. 傍聴者

なし

午前10時30分開会

○総務委員長（月岡修一議員） ただいまより総務委員会を開会いたします。

会議に先立ちまして、市長より御挨拶をお願いいたします。

小浮市長。

○市長（小浮正典君） 皆様、お疲れさまでございます。

本日の総務委員会に付託されました案件は2つの議案でございます。慎重に審査をいただきますよう、どうぞよろしくをお願いいたします。

以上です。

○総務委員長（月岡修一議員） ありがとうございます。

続いて、議長より挨拶をお願いいたします。

○議長（一色美智子議員） 総務委員会、御苦労さまです。慎重審査よろしくをお願いいたします。

○総務委員長（月岡修一議員） ありがとうございます。

これより会議を開きます。

お諮りいたします。市長は自席待機といたしたいが、御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（月岡修一議員） 御異議なしと認めます。よって、市長は退席を願います。

なお、市長におかれましては、答弁を求める機会がある場合には出席をいただきますので、御承知おき願います。

（市長退席をなす）

○総務委員長（月岡修一議員） 本日の傍聴については、申合せに従い15名以内とし、委員長において一般傍聴者の入室を許可します。

本日の議事につきましては、本委員会に付託されました案件につきまして、お手元に配付いたしました議題に従い会議を進めます。

なお、当局におかれましては、反問権を行使される場合は意思表示を明確にされ、論点を整理して反問されますようお願いいたします。また、反問を終了するときも意思表示を明確にされるようお願いいたします。

初めに、議案第40号 豊明市職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案につきまして、理事者の説明を求めます。

馬場秘書広報課長。

○秘書広報課長（馬場千春君） 議案第40号 豊明市職員の給与に関する条例の一部改正

について御説明いたします。

この案を提出するのは、一般職の職員の給与に関する法令の改正に伴い必要があるからでございます。

新旧対照表、議案第40号参考資料のほうを御覧ください。

このたびの改正は、令和3年度の人事院勧告に基づき令和4年4月6日に成立いたしました改正給与法に準拠したもので、第20条第2項中、100分の127.5を100分の120に、同条第3項中、100分の127.5を100分の120に、100分の72.5を100分の67.5に改め、期末手当の支給率を0.15か月、再任用職員においては0.1か月引き下げます。

附則としまして、この条例は公布の日から施行し、令和3年12月の期末手当において減るはずであった分については、令和4年6月の期末手当の支給分で調整する特例措置を定めております。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（月岡修一議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

宮本委員。

○宮本英彦委員 ちょっと確認させていただくことだと思いますけど、いわゆる期末手当は年間で4.45のはずだと思うんですけど、それで間違いなかったでしょうか。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁願います。

馬場秘書広報課長。

○秘書広報課長（馬場千春君） この改正によつての期末手当の分としましては、年間で2.4月分になります。勤勉手当が0.95の2か月分ですので1.9月分ですかね。勤勉が年間で1.9月分、合わせて4.45月になります。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁はよろしいですか。

（ということでもいいですかの声あり）

○総務委員長（月岡修一議員） ちょっとお待ちくださいね。

馬場秘書広報課長、よろしいですか。もう一度しっかりと答弁してください。

○秘書広報課長（馬場千春君） すみません。合わせて4.45月分であったものを4.3月分に減額、月数を減らすものです。失礼いたしました。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁は終わりました。

宮本委員。

○宮本英彦委員 ということは、ボーナスは、期末手当プラス勤勉手当、イコール年間4.45

か月を、それを4.30か月、0.15か月下げますと。で、今回は、その中の半分0.075を下げますと。で、その0.075は今年の6月と昨年の12月の分を今年の6月分のところで併せて下げますという理解でいいですか。違っていませんか。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁願います。

馬場秘書広報課長。

○秘書広報課長（馬場千春君） 昨年の8月の人事院勧告において、まず、月数を今、委員のおっしゃるとおり、年間で0.15か月減らしますということが決まりまして、それまでは1.275月の、例えば昨年の6月ですと1.275月の期末手当の月数だったんですが、年間で0.15か月分下げるということで、4年度の6月と12月の月を1.2か月としました。で、3年度分については既に6月分の支給が終わってますので、12月で0.15か月分、3年度としては、12月で0.15か月分をマイナスするということが人事院で勧告をされました。

ですと、期末手当の月数としましては、期末手当は年間で2.4か月、半期半期で1.2、1.2ということが決まりまして、3年度については、本来ですと3年の12月に0.15か月引く分を、人事院の勧告どおり法が改正されますとそこで引く予定であったんですけど、その分が今回に調整額として繰り延べられたと。

○総務委員長（月岡修一議員） 土屋副市長。

○副市長（土屋正典君） 少し補足させていただきます。

まず、人勧で出たのは、年間ベースで0.15月分減ずるということでございました。これが3年度の1年間で0.15月減ずるということで、それができなかったのも、今般この6月のときに支給されるものから0.15月減ずると。これが附則のほうに書かれております。

で、宮本委員御指摘の0.075につきましては、ここの本則中のことだと思います。第20条中のところ、100分の127.5を100分の120に改めるというのは、これは、ですから、ボーナス、いわゆる期末も勤勉もそうですけど、年2回あるもんですから、もともとの数字の半分の数字がここに上がってくると。なので、ここが0.075月しか減ってませんけども、これを年2回分で、掛ける2にすると0.15月分、これを6月のボーナスで減ずると、こういった制度でございましてよろしく申し上げます。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑はございますか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 この20条の2の内容は、令和4年度、要するに、今年度の期末手当の支給額の改正の内容ですと。

それで、先ほどちょっと私が聞いたのは、令和3年度で本来は0.15か月下げなければい

けないことになってたが、できなかった。で、そのできなかった内容は、それはそれでもうパスという、パスというか、その措置、取扱いはどういうふうになったんでしょうか。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁願います。

馬場秘書広報課長。

○秘書広報課長（馬場千春君） その12月にできなかった分を今回の6月の期末手当で調整額ということで減ずることになっております。

終わります。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑のある方。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 まず、通常の令和4年度の減額が0.075か月で、調整額で0.15か月ということですが、結局、令和4年6月の期末手当というのが、その調整額も含めて、市職員で平均でおよそ幾らぐらいの削減という形になるんでしょうか。

○総務委員長（月岡修一議員） 金額。

○林 ゆきひろ委員 金額。

○総務委員長（月岡修一議員） 馬場秘書広報課長。

○秘書広報課長（馬場千春君） 調整額のほうの金額を、まず影響額について御説明いたします。

正職407名で約1,975万、職員によって異なりますが、平均で1人当たり4万8,500円程度と見ております。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑のある方。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 ちょっとこれ、確認なんですけども、今回の期末手当の減額とか調整額というのが、人事院勧告、国の給与改正法に基づいた減額ということで、これは市の裁量というのは全く働くところはないという認識でいいのか、それと、あと他市町も同じように、こうした令和3年12月のものを令和4年6月のそういったところで、特例措置ということで調整しているのかどうか、その辺のところをお願いします。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁願います。

馬場秘書広報課長。

○秘書広報課長（馬場千春君） まず、市の裁量ですが、こちらについては、本市は独自で人事委員会を持っておりませんので、人事委員会を持たない自治体については、国の取

扱いを基本として対応するということが求められておりますもので、あくまでも国の法律に沿って進めているところであります。

近隣におきましても同様に、この6月で調整をすると聞いております。

終わります。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑のある方、挙手を願います。

（進行の声あり）

○総務委員長（月岡修一議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

（進行の声あり）

○総務委員長（月岡修一議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第40号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（月岡修一議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第40号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第41号 令和4年度豊明市一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

本案件につきまして、理事者の説明を求めます。

中田公共施設管理課長。

○公共施設管理課長（中田勝次君） それでは、公共施設管理課所管の補正予算について御説明をいたします。

補正予算書の歳出予算です。6ページ、7ページをお開きください。

2款 総務費、1項7目、4 公共施設管理事業567万6,000円につきましては、右の説明欄、福祉体育館消火設備改修工事費が対象となります。当該施設内1階に併設されております老人福祉センター及び中央児童館対象範囲のスプリンクラーポンプの作動不良により、早急に更新する必要が出ましたので、そのための費用計上でございます。

以上で公共施設管理課所管分の説明を終わります。

○総務委員長（月岡修一議員） 続けて説明を願います。

萩野財政課長。

○財政課長（萩野昭久君） 続いて、財政課所管部分について御説明申し上げます。

4ページ、5ページをお願いいたします。

歳入、18款 繰入金の財政調整基金繰入金567万6,000円は、このたびの補正予算の一般

財源となるものです。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（月岡修一議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

鵜飼委員。

○鵜飼貞雄委員 7ページ、お願いします。

工事費というふうに出ておりますが、この567万6,000円の内訳、大まかでも結構ですので、例えばポンプの部品がどれぐらいだよとか、工事費がどれぐらいですよ、そういったので結構なので教えてください。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁願います。

中田公共施設管理課長。

○公共施設管理課長（中田勝次君） では、お答えいたします。

大まかでございますが、直接工事費とか諸経費、全部合計しますと、ポンプで約半分、半額強ということです。残りは、ポンプ周りの配管の更新や電気設備が少し変わりますので、その関係の費用計上ということでございます。

以上です。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑のある方。

宮本委員。

○宮本英彦委員 この消火設備の改修ですけれど、そもそもこの消火設備のできた年度は何年でしょうか。何年経過したものなのでしょうか。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁願います。

中田公共施設管理課長。

○公共施設管理課長（中田勝次君） 先ほど本会議場におきましても部長のほうから回答があったと思いますが、こちらが竣工が昭和51年です。それから更新はしておりませんので、46年目と、45年強経過しております。

以上です。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑のある方。

宮本委員。

○宮本英彦委員 46年近く経過ということですが、2系統あるということをお



伺いしまして、もう一系統のほうは46年経過しても正常に機能しとるという理解でよろしいのでしょうか。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁願います。

中田公共施設管理課長。

○公共施設管理課長（中田勝次君） 点検報告書を見ますと、そちらのほうは正常稼働しているということでございます。

以上です。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑のある方。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 先ほど、46年ほど経過してるということで、本会議でもポンプの耐用年数というのが大体18年から20年というような説明もありましたけども、ちょっとあまりにも耐用年数が超えてるようなふうに思うんですけども、まず、そんなにも耐用年数を超えて使用しても問題ないものなのかどうか。また、そういったことは、もともとそれぐらい耐用年数を超えても使用する予定だったのかどうか、その辺りのことをお願いします。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁願います。

中田公共施設管理課長。

○公共施設管理課長（中田勝次君） お答えします。

まず1点目に関しましては、あくまでこういう業界が示している一般的な耐用年数が18年から20年ということでございます。決して20年で駄目になるという意味合いのものではございませんので、もちろんいろいろ定期整備等で保持できれば、延ばせることは十分可能だと思います。

2点目につきましては、正直、今までの管理において正常稼働していたところもありまして、これはちょっと、こちらが所管課じゃないので何ともちょっとお答えがしにくい部分もあるんですが、正常稼働していたのでいずれはというところで上がったんですが、明確な更新の計画があったということではございません。

以上です。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑のある方。

堀内委員。

○堀内ちほ委員 例えば、ほかの施設であっても、同じぐらいの年数、20年を超えたものがあったら、壊れたら直すという方向というふうですか。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁願います。

中田公共施設管理課長。

○公共施設管理課長（中田勝次君） お答えします。

これ、各消防設備、今回は消防設備に該当するもので、当然消防設備におきましては全て、先ほど本会議場でも少し話があったとおり、年2回の消防点検がございます。その際に点検保守業者のほうから、そろそろ更新の時期ですので更新をお勧めしますとか、そういうことはあります。それをもっていろいろ計画を本来進めていくというところが通常でございます。

ほかの施設につきましては、ほかの改修絡みで、ここまで45年なくても更新しているものも幾つかはあるということは記憶しております。

以上です。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑のある方。

鵜飼委員。

○鵜飼貞雄委員 2月の時点での点検で不備が見つかりましたよと。その前回は7月なので半年ですか、間がたっているわけですが、もしこの間に何か火災があったとして、ポンプが作動しない、スプリンクラーが作動しないということがあった場合に、もし何か人的被害とか等々があったとします。そういった場合って、ちょっとこの補正予算と直接関係ないかもしれませんが、どこがこういった責任の所在を問われるのか教えてください。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁願います。

小串行政経営部長。

○行政経営部長（小串真美君） 基本的には施設管理者が責任を負うことになるかと思えます。ただ、スプリンクラー設置施設においても、例えば今回の場所ですと6器の消火器設置が義務づけられておりまして、両方等から消火に当たれるような体制を取っております。

今回は、先ほどちょっと説明しましたけれども、この6器を倍増させて12器体制で今置いております。そういった形で安全は担保しているのではないかなというふうに考えております。

終わります。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑のある方。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 長寿命化計画についてなんですけども、ちょっとそのとおりできているのかどうかと、ちょっと疑問に思ったんですけども、こういった消火設備の関係は予測保全型ということで、定期的な保守点検時に未然に損傷を防ぐために測定機器等から劣化状況を予測して計画的に行うと。で、そうした定期修繕サイクルとして、保守点検で定期的に交換するというふうに書いてあるんですね。

で、先ほどお話もありましたけども、7月には動いていたけど2月には動いてなかったということで、そうすると、その間に、もし動いてないときにそういった火災等が起こったら、本当に人的な被害等、大きな災害になるんじゃないかなというふうに思うんですけども、そうなる前に、こういった事前にそういう交換とか修繕とか、そういうのは、今回の、例えば福祉体育館でいうと、そういったことはこれまでは検討はされてなかったということなんですか。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁願います。

小串行政経営部長。

○行政経営部長（小串真美君） 通常の点検より消防点検は倍あるということで、その点からも、少し火災というリスクに対して日本の法律は対応しているのかなと思っています。

それから、今ありましたように、公共施設の長寿命化という視点で申し上げますと、先般説明させていただいた中期整備プランというので、福祉体育館は学校施設を除くと一番、トップバッターというのですか、前のほうにありますので、今回の対応につきましても、当然スプリンクラーポンプを交換するときに、その管のほうを、当然46年経過しておりますので交換の必要性の検討はさせていただいておりますけれども、保守業者とも相談をしまして、三、四年後から大規模改修に入りますので、今回はポンプでということになっております。

これまでもなんですけれども、事後対応がどうしても多くなってきておりますので、当然中間点で変えるという理想のサイクルというものはあるんですけども、なかなかそのようにはできておりませんし、現実的にも難しいものですから、今ここから中期整備プランをスタートさせますので、その中でこういった配管、配線、そういう消火設備も含めてトータル的にやっていきたいと考えております。

終わります。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑はございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 長寿命化計画の中もですし、個別施設計画の中でも、こうした消火

設備関係について、劣化状況は今回の福祉体育館よりもかなり判定が悪いところもあるみたいなんです。今回はこういうことがありましたので、そういった劣化状況等を総合的にというか、全体的に確認をして今回補正予算を出されたのかどうか、そういったことは確認をされてるのかどうかということをお願いします。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁願います。

小串行政経営部長。

○行政経営部長（小串真美君） その点検というのが消防法に定められた年2回の点検で、そちらのほうは随時確認しておりますので、今の御質問の回答としましては対応していると、点検しているということをお願いしたいと思います。

終わります。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁は終わりました。

ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（月岡修一議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 消火設備の今回改修ということで、そういったことでこの事案を見ると、必要な事業だと思いますので賛成というふうにいたしますけども、やはりこうした消火設備に関して、そういった、止まってから改修ということは、本当に市民の命に関わるようなものだと思いますので、やはり市内のここの福祉体育館以外のところ、特に私は個別施設計画をいろいろ見てみますと、学校施設等の消火設備も、福祉体育館よりもさらに劣化状況が悪いような状況になってますので、今回はこういったことがありましたので改めて全体的に確認をしていただいて、必要なところは早急に改修していくというようなことで対応を進めていただきたいというふうに思います。

そういったように、事前にそれを改修するということが長寿命化計画の中にも記載がありますので、そうした計画に沿ってしっかり運営をしていただくようお願いをしまして、討論といたします。

○総務委員長（月岡修一議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（月岡修一議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第41号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（月岡修一議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第41号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

お諮りいたします。委員会報告書については私に一任願えますか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（月岡修一議員） ありがとうございます。

委員会報告書については例に従い提出をさせていただきます。

慎重な御審査、御苦労さまでした。これにて総務委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

午前10時56分閉会